



- I. 日本企業による中東欧における M&A と考慮事項について
- II. 英国の EU 離脱(ブレグジット)と GDPR

2018 年
8 月号

I. 日本企業による中東欧における M&A と考慮事項について

執筆者: 木津 嘉之、星野 大輔

1. はじめに

東欧諸国では、90 年代の民主化以降、その廉価な労働力を活かして、多様な製造業が成立しました。特に、ポーランド・チェコ・ハンガリー等の EU 加盟国においては、EU の単一市場ルールの恩恵を受け、国内インフラも比較的整っており、かつ、外国からの投資受入れにも積極的であったことから、外国資本・地場資本を問わず多くの製造業が存在しています。

このため、以前は新規工場設立等のいわゆるグリーンフィールド案件が中心だった東欧諸国への投資ですが、近時は、既存の事業を対象とする M&A が検討される場面も増加しています。Mergermarket の 2017 年のレポート(M&A Spotlight:CEE)によれば、中東欧¹における M&A の件数としても、2012 年以降安定して 440 件超、その規模でも 200 億ユーロを超える取引があります。これらの地域における投資動向に関する調査結果によれば、オーストリアに次いで、チェコおよびポーランドがランクインし、その後を、規制及び税務における優遇等の観点から投資が増加傾向にあるブルガリアが、また、技術の高さ及び観光資源を有することから将来性を有するとされるルーマニアが、追いかける形となっております。同レポートのアンケート結果によれば、2018 年の同地域における最もアクティブな投資家所在国予想のベスト 10 としては、米国や欧州諸国に加え、中国や日本がランクインしており、アジアの投資家も存在感を示していることが見て取れます。

近時の傾向としては、90 年代初頭の東欧民主化から 30 年近くが経過したことから、民主化後すぐに創業した第一世代の地場企業では、創業者らの高齢化に伴い、M&A や資本構成の変化による経営承継が行われることが珍しくありません。また、外国企業の子会社の場合、子会社自体を売却する M&A 取引の他、西欧諸国に所在する親会社をターゲットとする M&A に伴って、東欧の子会社(多数の従業員を抱える、EU 市場向けの生産拠点としての子会社等が典型です。)の処理が問題となることもありま

¹ オーストリア、ポーランド、チェコ、ルーマニア、ブルガリア、ハンガリー、スロヴェニア、ウクライナ、クロアチア、スロバキア、セルビア、ボスニアヘルツェゴヴィナ及びアルバニア。

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士との適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

す。

そこで、本稿では、中東欧諸国のうち、ポーランド、チェコ、スロバキア及びハンガリーに関する M&A 取引に関して、その特徴を概観します。

2. 会社組織

東欧諸国の株式市場は、西欧諸国に比べるとまだまだ小規模なものに留まっています。これはすなわち、東欧諸国には上場会社が少なく、M&A 取引の対象企業の多くは閉鎖会社であることを意味します。

会社組織に関する東欧諸国の法制は比較的似通っており、閉鎖会社の形態としては、①非公開株式会社と、②有限会社とが並立する場合があります。前者はドイツの AG、後者はドイツの GmbH にほぼ相当する概念であり、制度設計も似通っています。日本と異なり、相当に大規模な企業であっても、株式会社体制を採用せず、有限会社に留まることが多いのが東欧諸国の企業の特徴です。

なお、株式会社は SA(ポーランド)、A.S.(チェコ及びスロバキア)、Zrt.(ハンガリー)、有限会社は sp. z o.o.(ポーランド)、s.r.o.(チェコ及びスロバキア)、Kft(ハンガリー)などと、国毎に異なる呼称となります。

非公開株式会社・有限会社の何れであっても、株主・持分権者たる地位は、当事者間の合意(契約)により移転できるのが原則ですので、会社の支配権移転手続の大枠が大きく異なるわけではありません。具体的には、欧州内外の多くの法域における通常のクロスボーダーM&A 同様、基本合意(MOU や LOI)を締結した後にデュー・ディリジェンスを経て、その後に M&A 契約(株式/持分譲渡契約)を締結し、M&A 契約に定める手続に従って会社の支配権が移転することになります。もちろん、支配権を実際に移転させて行使するには各国法に従った登記・登録等の手続を経る必要がありますが、それがディールの内容を大きく制約することは一般的ではありません。

もっとも、社内ガバナンス体制(例:取締役の最低人数・取締役会その他の法定組織体の有無等)は、株式会社と有限会社では異なります。したがって、結果的に複数の出資者が生じる取引(複数の者による共同での買収や創業者一族を会社に残した資本参加等)では、計画策定段階で、対象会社の組織形態を考慮した検討が必要となります。特に、対象会社の業務執行のコントロール方法や投資回収(エグジット)手段の確保に関しては、対象会社の組織体制を踏まえた戦略立案が求められます。

3. 取引スキーム

東欧諸国における M&A 取引においても、対象会社の株式や会社持分を買収する取引(いわゆるシェア・ディール)のほか、対象会社が保有する事業や資産の一部を買収する取引(いわゆるアセット・ディール)も、しばしば利用されます。リーガル面のみを見れば、アセット・ディールのために利用可能なスキーム(会社分割手続、従業員も含めた包括的事業譲渡手続等)が多くの東欧諸国において存在しているため、シェア・ディールでもアセット・ディールでも、何れの方法を用いても対象事業を買収することは可能であるといえます。

したがって、シェア・ディールとアセット・ディールの何れを採用するかは、案件毎に、売主側の意向や、税務上の有利不利といった、非リーガル要因によって決まることが多く、リーガル面がスキームの決定的な要素となることは少ないといえます。但し、一般論として、対象事業を切り分けるアセット・ディールの方が手続が煩雑になりやすいため、特段の事情がなければ、シェア・ディールが採用されることの方が多い傾向にあります。たとえば、①アセット・ディールの場合には従業員に一定の権利が認められる場合があること(後述 6.)、②アセット・ディールの方がビジネスの分割等に伴う権利移転手続に時間が掛かる傾向にあること、等が挙げられます。これらの理由から、アセット・ディールはスキームが複雑化する傾向があり、その採用に当たってはシェア・ディールよりも慎重な事前検討が必要になりやすいといえます。

4. 特殊な法制

a. 投資規制等

東欧諸国は、外国からの投資を積極的に受け入れている国が多く、外国投資家による投資規制が課される場面は西欧諸国と比較してもそれほど多い訳ではありません。

また、積極的に外国からの投資を呼び込んでいる東欧諸国では、外資系企業が、現地政府・地方自治体の投資促進プログラム（税制優遇や有利な条件での工業団地賃貸等）の対象となっている場面が多く見られます。これらのプログラムは、大抵は現地労働者の雇用等の継続が条件として課されていますので、M&A 取引後に予定している事業計画の内容によっては、既存のプログラムの継続に支障が出ることも考えられます。したがって、デュー・ディリジェンス時にはこの点の確認が必要です。

b. その他の法制

その他に留意が必要な独自の法制としては、例えば、東欧の多数の国では農地の譲渡に関する規制が存在しています。非農業従事者や外国企業等を対象とする農地の取得制限等が規制内容の典型ですが、このような規制が存在する法域では、M&A 取引の対象会社の所在地に農地が含まれていた場合（工場や物流拠点であっても、敷地の一部が農地として登録されていたことが後になって判明することがしばしばあります。）に、取引規制を回避するための手当てが必要となることがあります。

また、東欧諸国では、登録・公証・政府の許認可手続等に関わる法制度の変更によって実務の混乱が生じ、これが取引スケジュールに影響することもあります。例えば、会社計算書類の登録方法の変更に伴って予定していたタイミングでの会社設立が不可能になる、或いは、ビザ取得要件が突然変更されてしまい邦人役員が予定の期日に就任できなくなるといった実務上の問題が生じることも少なくありません。これらの手続上の問題がディールの成立自体を阻害するまでに至ることは稀ですが、予定していたスケジュール通りの取引実行を妨げることは十分にあり得ることに注意が必要です。

5. M&A 契約

東欧の企業を対象会社とする M&A 取引のうち、地場企業をターゲットとする場合には、特に売主側の希望により、M&A 契約の準拠法は対象会社が所在する国の法律が選択される場合が多いようです。これに対して、外資系企業をターゲットとする場合には、契約の準拠法は対象会社が所在する国以外の国の法律（全体を概観すれば UK 法が比較的好まれる傾向にあります）が個別の取引ベースで見ると、売主が自国法準拠を主張することで準拠法が決定される場合が多いようです。）が選択される場合も少なくないようです。

但し、仮に M&A 契約の準拠法が対象会社が所在する国以外の国の法律となった場合でも、株式又は持分権の移転自体は、対象会社が所在する国の法律に従う必要がある点に留意が必要です。具体的には、現地での登記・登録等の手続に際して、M&A 契約とは別に、現地語による権利移転証書等の作成が求められることが多くあります。実務的には、M&A 契約（株式譲渡契約・持分譲渡契約・事業譲渡契約等）は外国法準拠かつ英語で作成した上で（多数の別紙やリストを付した長大なものとなる）が一般的です。）、別途シンプルな証書（Deed）を作成し、これの交付を M&A 契約の前提条件とする、又は、M&A 契約の締結を証書の効力発生要件とする等のアレンジを行うのが通常です。

具体的な M&A 契約の内容ですが、国毎の特徴というものはありません、むしろ、取引当事者の性質及び交渉ポジション（特に、外国企業が対象会社の親会社である場合には、その企業の所在国における M&A 契約の傾向）によって決まるところが大きいです。

なお、Material Adverse Change (MAC) 条項、価格調整条項、補償条項といった、M&A 契約で規定されることの多い条項は、東欧諸国でも法域を問わず多く利用されています。但し、西欧に比較すると、M&A の件数もそれほど多くないことから、確定的なプラクティスが存在しない傾向が強いといえます。また、上記の通り、これら条項の有無やカバレッジの大小は、取引当事者の交渉ポジションによって大きく変わります。

6. 従業員

欧州諸国の M&A において、日本企業が最も警戒することの一つは、従業員及び従業員代表機関の有する権利ではないかと思えます。この点、東欧諸国において、西欧諸国と比較して労働者に過度に強い権利が一般的に与えられているということはありません。例えば、フランスでは、一定の会社の株式取得を実施するシェア・ディールの場合にも、当該従業員代表との間で正式契約締結前に事前協議が必要となることがあるため、株式譲渡契約の締結のスケジュールに影響を与えることがあり、また、これが買主による PMI の足枷となることも考えられます。他方で、例えば、チェコにおいては、従業員代表に対する情報提供と事前協議の対象となる重要決定には会社支配権の移動が含まれないため、シェア・ディールに関しては従業員代表への情報提供等は不要とされています。

7. さいごに

ここまで、東欧諸国の M&A 取引に見られる一般的な特徴を簡単にお伝えしました。もちろん、東欧諸国はそれぞれが異なった法制を有しており、国毎に見れば上記の一般論には収まらない特殊な事情が見られる場合も多々存在します。これら国毎の個別の論点については、引き続き、「5 things to note in EU M&A」シリーズとして、本ニューズレターで紹介して参ります。

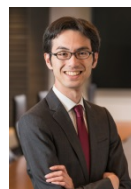


きず よしゆき
木津 嘉之

西村あさひ法律事務所 弁護士

y.kizu@jurists.co.jp

2007年弁護士登録。2015年ユニバーシティ・カレッジ・ロンドン(ロンドン大学)卒業(LL.M.)。欧州地域を含む、国内外のM&A案件を中心に、独占禁止法案件を含む企業法務全般に従事。ロンドン留学の後、欧州各主要国(ドイツ、フランスおよびイタリア)の法律事務所および日本企業のM&Aチームにて約3年に亘り出向する中、日本企業およびプライベートエクイティファンドをクライアントとする欧州M&A案件につき、エクセキューションのみならず、事業戦略策定からPMIに至るまで、数多く関与。欧州全域のM&Aに関する法制および実務プラクティスに詳しく、複数のリーディングファームとのコネクションを通じ、案件の規模に応じ、効率的かつ機動的に案件を手掛ける。



ほしの だいすけ
星野 大輔

西村あさひ法律事務所 弁護士

d.hoshino@jurists.co.jp

2009年弁護士登録。2017年カリフォルニア大学ロサンゼルス校ロースクール卒業(LL.M.)。2017年よりチェコ共和国のPRK Partners s.r.o., advokátní kancelářへ出向中。チェコその他東欧各地の法律事務所と協同し、日系企業にリーガルサービスを提供している。

II. 英国の EU 離脱(ブレグジット)と GDPR

執筆者: 菅 悠人

英国の EU 離脱は 2019 年 3 月末に迫っており、英国と EU との間で離脱交渉が山場を迎えています。英国の EU 離脱は社会経済面で多大な影響を英国と EU の双方に及ぼすと予想されることから、離脱にあたって 2 年弱の移行期間を定める離脱協定(Withdrawal Agreement)が締結されることが期待されています。しかしながら、離脱協定は既に案文の約 8 割について双方に見解の相違がない段階まで交渉が進んでいるものの、北アイルランドの扱い等をめぐって英国と EU の立場には依然大きな隔たりがあり、協議が難航しています。このため、現時点では、英国が何らの協定も締結せず、移行期間の設定もないまま EU から離脱する「ノーディール・ブレグジット」が生じる可能性も否定できず、交渉の先行きは予断を許さない状況です。

EU からの離脱により、英国は EU 加盟国としての地位を喪失するため、GDPR の適用関係にも変化が生じることになります。本稿では、英国が EU を離脱することによって生じると予想される GDPR 上の論点を検討し、その対策についても概観したいと思

ます²。

1. 英国の EU 離脱によって生じる GDPR 上の論点

GDPR は、EU 法上の規則(regulation)と位置づけられ、EU 加盟国および EEA 加盟国において、加盟国が国内で立法措置をとらなくても行政府や裁判所が直接これを適用できるという性質を有しています。EU 離脱後は、英国は EU の加盟国ではなくなり、かつ、英国が EEA 加盟国となる見込みも今のところは低いとみられることから、離脱後に成立した EU 法上の規則・指令といった法規範は、原則として英国に適用されなくなります。

他方、英国は、2018 年 6 月に成立した英国国内法である EU 離脱法(EU Withdrawal Act 2018)の制定により、EU 離脱前に英国に適用されていた EU 法に対して英国の国内法として効力を与え(一部例外となる EU 法を除く)、その内容を離脱後も英国に適用し続けるための措置を実施しています。この EU 離脱法により、GDPR の法文は、文言の細部につき必要な修正を経た上で、EU 離脱後も英国の国内法として適用され続けることとなります。このため、英国が EU を離脱するからといって、英国国内における個人データ処理の規制が GDPR の水準と比べて緩和されるというわけではありません。

むしろ、英国の EU 離脱により個人データ処理に関して生じる重要な変化は、主として個人データの処理や移転が英国と大陸欧州の双方に跨って行われる場合に表面化することになります。これは、英国が GDPR 上の「加盟国」(Member State)としての地位を失うことによるもので、これにより、例えば以下のような問題が生じることが予想されます。

(1) 英国と大陸欧州との間における個人データ移転

GDPR は、欧州域内にある企業が個人データを他の事業者へ移転したり、同じ企業の他の拠点へ移転することは自由とする一方で(1 条 3 項)、欧州域外の第三国への個人データの移転は原則として禁止し、域外への移転は GDPR において明示された条件を満たす場合にのみ許容されるとしています(44 条)。EU 離脱により、英国は欧州域内国ではなくなり、域外の第三国という扱いを受けることとなります。すなわち、欧州所在の子会社や支店から日本の本社へ個人データを移転する際に標準契約条項(SCC)や拘束的企業準則(BCR)による手当てが必要となるのと同様に、大陸欧州の拠点から英国の拠点へ EU 加盟国に所在するデータ主体の個人データを移転しようとする場合には、GDPR の域外移転規制に適合させる必要が生じることとなります。日本企業も、英国と大陸欧州の双方に拠点を有し、双方の間で個人データのやり取りを行っているような場合には、双方の間で個人データの移転のために SCC 等による手当てが必要となる可能性があります。

(2) 英国企業への GDPR の域外適用

GDPR は、欧州域外に所在し、かつ欧州域内に拠点を有さない事業者であっても、①EU 域内に所在する個人に対する商品もしくは役務の提供(有償か否かを問わない)、または、②EU 域内で行われる個人の行動の監視に関連して個人データの処理を行う場合には、GDPR が域外適用されると定めています(3 条 2 項)。上記のとおり、EU 離脱後は、英国は欧州域外の第三国として扱われることになることから、英国に所在し、上記の①または②の要件を満たす事業者に対しても GDPR が域外適用されることになると考えられます。

このため、英国企業(日本企業の地域統括会社その他の日系英国企業等を含む)が上記①または②の要件を満たし、GDPR が域外適用された場合には、大陸欧州に代理人を選任する義務を負うことになると考えられます(27 条 1 項)。この結果、従前英国も含めた欧州域内でのみ個人データのやり取りを行っていた英国企業であっても、英国の EU 離脱後は、同様のやり取りを継続するために大陸欧州側の拠点において代理人を選任する必要性が生じる可能性があります。

² 以下では、「英国を含む欧州」は英国を含む EU 加盟国および EEA 加盟国、「大陸欧州」は英国を含まない EU 加盟国および EEA 加盟国を指し、別段の記載がない限り条数は全て GDPR の条数を指すものとします。

(3) ワンストップショップからの除外

GDPR は、EU 加盟国各国の監督機関が異なる解釈や運用を実施することを防ぐための方策として、ワンストップショップと呼ばれる制度を新たに導入しています。すなわち、複数の EU 加盟国または EEA 加盟国に跨って行われた個人データの処理に係る違反の調査については、調査対象者の主たる事業所が所在する国の監督機関に主監督機関(lead supervisory authority)としての地位と権限を与えており、主監督機関が事案の調査を主導することとされています(56 条および 60 条)。この場合、調査対象者は主監督機関のみに対して資料提出等の対応を行えば足りるとされ(56 条 6 項)、複数の監督機関に対し同時並行で説明や資料提出等の当局対応を強いられる負担を回避できる制度設計になっています。

しかしながら、英国のデータ保護機関である ICO は、EU 離脱後は GDPR 上の監督機関としての地位を失うため、主監督機関として事案を調査することはできなくなります。このため、英国と大陸欧州に跨って個人データの移転や処理が行われていた事案が調査対象となった場合、調査対象者としては、大陸欧州側の主監督機関と、ICO との双方に対する当局対応を迫られる可能性が高いといえます。

例えば、GDPR では、事業者は個人データの漏洩等のデータ侵害事案が発生した場合には、発生を認識してから原則として 72 時間以内に監督機関に対してデータ侵害を報告しなければならないとされています。EU 離脱により ICO が GDPR 上の監督機関としての地位を失う場合、英国を含めた欧州全体の個人データが大規模に流出する等の事態に直面した企業は、ICO と大陸欧州側の主監督機関の両方に対して報告をするという二度手間を強いられる可能性が高いこととなります。

上記(1)から(3)でご紹介したこれらの問題は、英国と大陸欧州の双方に拠点を有する日本企業のみならず、英国、フランス、およびドイツ等に本部を置く企業の多くにも多大な影響を及ぼすことが予想されるため、欧州全体において懸念が高まっており、多くの関係者が当局による対策を求めています。特に、ノーディール・ブレグジットが現実化する場合、英国は 2019 年 3 月 30 日から直ちに第三国という扱いを受けることになるおそれがあり、影響を受ける企業としては、それまでに必要な対応をとることを迫られる可能性があります。

他方、仮に英国と EU との間で離脱協定が合意され、2020 年 12 月末日までの移行期間が設けられることとなった場合、移行期間中は、英国は GDPR 上も加盟国と同等の扱いを受けることとなります。この場合には、企業側としても対応に時間的余裕が得られると予想されます。また、移行期間を利用して英国と EU との間でデータ保護に関する取決めについて協議が進み、合意に至る可能性も考えられるところです。

上記(1)から(3)の問題への対策として、特に英国側から、以下のような措置を講じることが提案されています。

2. 十分性認定

英国と大陸欧州との間における個人データ移転の問題について、英国は、十分性認定の制度がスタートラインとなり得るとの立場を示しています。

前記のとおり、GDPR は、欧州域外の第三国への個人データの移転は GDPR に明示された条件を満たす場合にのみ許容されると定めています。この点、欧州委員会が EU と同等の個人データ保護を法制上定めていると認めた第三国には、EU から個人データを自由に移転できるとする十分性認定の制度があります。日本もこの十分性認定を受けるための交渉を EU と行っており、双方のデータ保護機関は既に相互にデータ移転を許容する措置を講じることで合意したと発表されています(もともと、発効までには EU 側で手続が残っており、2018 年 8 月 15 日時点で十分性認定の決定文のドラフトが公表されていないことや、その決定文について意見の聴取を受ける欧州データ保護評議会の次回の本会議が 9 月下旬であることからすれば、十分性認定の発効は晩秋以降になるものと思われる)³。英国も、EU から十分性認定を受けることができれば、EU 離脱後も EU との間で自由なデータ移転を実現する可能性が開けることとなります。

³ http://europa.eu/rapid/press-release_IP-18-4501_en.htm

他方、一般論として、旧データ保護指令の下では充分性認定は申請から最終的な決定までに平均して 3~4 年の時間を要しており、英国が EU による充分性認定を望んだとしても短期間のうちにこれを得ることは難しいとの見方もあります。加えて、通常の充分性認定は、対象となる第三国における個人データの十分な保護が失われたと EU 側が判断する場合には、EU 側が一時的に撤回できるものとされており(45 条 5 項)、第三国にとっては安定性を欠くものでもあります。このため、英国側は、EU に対して通常の充分性認定を申請するのではなく、英国と EU との間でデータ保護に関する協定を締結し、充分性認定にとどまらず、包括的でより高いレベルのデータ保護を相互に保障する枠組みの創設を提案しています⁴。

また、英国が EU 側から充分性認定を受けようとする場合には、EU 側から見て英国の法制が EU と同等の個人データの保護を保障するものであるかが問題となり得ます。この点、英国は現時点では EU 加盟国であり、かつ、上記のとおり、EU 離脱法によって離脱後も GDPR と同じ内容の規制を国内で適用し続ける措置を講じているので、充分性は問題なく認められるという見解も有力です。しかしながら、EU 離脱法においては、離脱後も英国の国内法として適用を続ける EU 法令の中から欧州連合基本権憲章が除外されており(EU 離脱法 5 条 4 項)、EU 側としては、離脱後の英国ではデータ保護の人権としての側面が軽視されるようになるのではとの懸念もあるようです。加えて、英国では、情報機関や警察による個人データの利用が、大陸欧州におけるそれと比べて大規模かつ無差別的に行われており、データ主体の権利が十分に保護されていないのではないかと懸念も提起されています。英国における情報機関や警察による個人データの利用は、GDPR の施行前からたびたび論争の対象となってきました。過去には、情報機関や警察によるデータ利用に関する英国の国内法が、公権力による無限定な個人データの収集と個人のプライバシー侵害をもたらすため EU 法に違反するとの判断が欧州司法裁判所によって示されたこともあります⁵。このため、EU による英国データ保護法制に係る充分性の審査と認定には、英国側が見込んで以上に時間を要するであろうとの見方も少なくありません。

いずれにせよ、英国に対する充分性認定は、通常の充分性認定を申請する場合・データ保護の枠組みに関する協定を EU と締結しようとする場合のいずれにおいても、2019 年 3 月 29 日までに認定ないしは締結に至る見込みは薄いと言わざるを得ません。したがって、ノーディール・ブレグジットに至る場合、英国と大陸欧州に跨る個人データの移転については SCC の締結による対応が避けられなくなる可能性が高いと考えられます。

3. ICO による関与継続の可能性

上記 1.(3)で述べたとおり、英国の EU 離脱により、英国は GDPR におけるワンストップショップから除外されることとなります。これにより、ICO は GDPR 上の監督機関としての地位も失うことが見込まれています。このことは、上記で述べたとおり、ICO が主監督機関として違反調査を主導することができなくなることや、欧州データ保護評議会(EDPB)⁶の構成員としての地位も失うことを意味します。

これに対して、英国側は、ICO が監督機関としての地位を完全に失ってしまうことは、英国と大陸欧州の双方の損失になるとして、英国と EU との間で充分性認定にとどまらないデータ保護の枠組みを定める協定を締結し、その中で ICO が離脱前と同様の地位を享受し続けることができる仕組みを創設すべきだと提案しています⁷。この提案の中では、ICO に EDPB の構成員に準じた立場を認めることが EU の企業および消費者の利益にもなること、ならびに、ICO によるワンストップショップへの参加を継続させることで、英国で活動する EU 企業も当局対応を省力化できることが説かれています。

ワンストップショップや EDPB の枠組みにおいて、監督機関同士で見解が一致しない場合や、調査対象者が監督機関の決定に不服がある場合に生じる紛争は欧州司法裁判所の管轄に服するとされています。ICO がワンストップショップや EDPB の一員とし

⁴ https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/710147/DATA_-_FINAL.pdf

⁵ <http://curia.europa.eu/juris/document/document.jsf?text=&docid=186492&pageIndex=0&doclang=EN&mode=lst&dir=&occ=first&part=1&cid=1949500>

⁶ 欧州データ保護評議会は、各国の監督機関の長および欧州データ保護監督官により構成される EU の一機関で、ガイドラインの作成や各監督機関の間の調整等の役割を担っています。

⁷ 上記脚注 4 参照。

での地位を維持する場合、英国がこれらの制度に関して欧州司法裁判所の管轄を受け入れるかどうかも焦点となります。上記の英国側提案ではこの点について触れられていませんが、メイ首相は、英国が EU が設定する枠組みに参加し続ける場合には、その枠組みの中では管轄を受諾する必要があることを認める趣旨の発言をしています⁸。同様に、2018年7月12日に公表された EU 離脱方針に関する最新の公式報告書⁹においても、英国政府は、EU 法の規制を受け入れた分野で生じた紛争においては欧州司法裁判所の解釈に従う用意があるとし、同裁判所の管轄受諾について従前よりも柔軟な姿勢を示しています。このため、英国側としても、ICO が上記の各制度へ離脱後も継続して参加する場合には、当該制度の中で生じた紛争について欧州司法裁判所の管轄を受け入れるものと予想されます。

英国は、英国と EU との間でデータ保護の枠組みを定める協定を締結することは、EU が各国と国際的な協力メカニズムの構築を推進していくべきことを定めている GDPR の内容(50 条等)にも合致するものだとし、提案に応じるよう EU 側へ呼びかけていますが、今までのところ EU 側から当該提案に対する明確な態度は示されていません。

4. おわりに

本稿では、英国の EU 離脱に伴って生じると予想される GDPR 上の問題について概観しました。これらの問題は、今後の離脱交渉次第では、英国に拠点を置く日本企業にも重大な影響を及ぼす可能性があります。特に、ノーディール・ブレグジットが生じる場合には、短期間で SCC の締結や大陸欧州における代理人選任といった対応の実施が迫られる可能性も否定できません。このため、英国と大陸欧州の両方に拠点を有している企業や、拠点は英国のみに置いている場合でも当該拠点が大陸欧州との間で頻繁に個人データのやり取りを行っているような企業においては、離脱交渉の状況を確認しつつ早めに検討と準備を開始すべき状況にあるといえます。

本稿で触れた問題については、英国を含む欧州各国において既に様々な懸念や提案が各方面から示されており、問題意識は共有されつつあるともいえます。今後、英国・EU・大陸欧州各国のデータ保護機関が、英国の離脱に対応する際の指針となり得る声明やリリース等を出す可能性もあり、動向が注目されます。



すが ゆうじん
菅 悠人

西村あさひ法律事務所 弁護士

y.suga@jurists.co.jp

2009 年弁護士登録。2017 年パリ第二大学修士課程修了(LL.M. de droit français, européen et international des affaires)、フランス・パリ弁護士会登録。2017 年よりウィルマー・ヘイル法律事務所(ロンドンおよびブリュッセルオフィス)へ出向。国際案件の経験が豊富で、外国の法令に関する知見も広い。特に EU における規制関連法全般について現地実務や法令改正等、最新の動向を踏まえた助言を行っている。

⁸ <https://www.bbc.co.uk/news/uk-politics-43256183>

⁹ https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/725288/The_future_relationship_between_the_United_Kingdom_and_the_European_Union.pdf

当事務所では、ヨーロッパでの実務に強みを持つ弁護士が、各国のリーディングファームとの友好的なネットワークも活用して、ヨーロッパ全域における、M&A、ファイナンス、紛争解決、労働、GDPR を含むデータプロテクション、IP、消費者保護法制、外国投資その他広範な分野の問題点につき、ワンストップのリーガルサービスを提供しています。